

地方独立行政法人宮城県立病院機構情報系 LAN 用パソコン賃貸借仕様書

1 賃貸借の内容

地方独立行政法人宮城県立病院機構で使用する情報系 LAN 用パソコンの賃貸借、その導入設定及び保守業務、賃貸借契約終了後の機器の撤去等に関して定めるものである。

2 賃貸借物品名

地方独立行政法人宮城県立病院機構情報系 LAN 用パソコン 一式

3 施行・納入場所

宮城県立精神医療センター

名取市手倉田字山無番地

宮城県立がんセンター

名取市愛島塩手字野田山 4 7-1

4 履行期間

契約締結日から令和 12 年 1 月 12 日までとする。

ただし、契約締結日から令和 7 年 1 月 12 日までは導入設置期間とし、賃貸借料が発生するのは令和 7 年 1 月 13 日以降の 60 ヶ月とする。

5 賃貸借物品の規格・数量

別紙「詳細仕様書」のとおり。

6 納入条件等

(1) 初期設定等

- ① OS 等の初期セットアップが完了していること。
- ② 別紙詳細仕様書に記載のソフトウェアについては、インストール済みであること。
- ③ 識別コード（クライアント名称）、固定 TCP/IP 及びプロキシサーバー等の TCP/IP が設定され、イーサネットに接続するだけで院内ネットワークが利用できる状況であること。また、クライアントのユーザー権限は発注者が指定するレベルに制限されていること。（制限レベルは契約締結後に協議する。）
なお、TCP/IP 等は契約締結後に資料を提供する。
- ④ クライアント端末の識別コード、物理アドレス等の管理台帳を作成し、提供すること。
- ⑤ 既存プリンタのドライバをインストールし、テスト印字を行い正常に印刷ができるよう設定すること。既存プリンタの情報は契約締結後に提示する。
- ⑥ Eメールの設定(Eメールアドレス等は契約締結後に資料を提供する。)を行い、送受信済み Eメール、Eメールアドレス帳のデータ移行を実施すること。
- ⑦ 現在使用している機器(OS: Windows11、Outlook を使用) から、送受信済み Eメール、Eメールアドレス帳の移行手順書を作成し、提供すること。
- ⑧ ウイルス対策ソフトのインストール
別途発注者が指示するウイルス対策ソフトのインストールを実施すること。
- ⑨ クライアント PC のセキュリティーは各病院が示すセキュリティー・ポリシーに従い設定すること。なお、セキュリティー・ポリシーは、契約締結時に提示する。

(2) 機器の納入

- ① 機器の納入場所は、契約締結後に資料を提供する。
- ② 機器納入の詳細な日程については、病院機構本部及び各病院担当者と調整の上、病院の業務に支障がないよう行うこと。
- ③ 原則として、全ての賃貸借物品に、受注者名及び識別コード（ユーザー名称）等が確認できるシールが確認しやすい位置に貼付してあること。
- ④ 梱包材等は受注者の責任で処分すること。

(3) その他

成果物として以下のものを提出すること。

- ① 端末設定一覧（ホスト名、IP アドレス、メールアドレス等一覧記載のもの）
※設定一覧内容については、契約締結後、資料を提供する。
※設定依頼については、宮城県立精神医療センター用、宮城県立がんセンター用にそれぞれ作成すること。
- ② 次の数量のバックアップイメージメディア DVD-ROM を納入すること。
がんセンター 3 部
精神医療センター 3 部
- ③ リカバリ作業手順書
②のバックアップイメージをもとにした復旧手順書を作成すること。
- ④ メールデータ移行手順書
メールデータを移行する際の手順書を作成すること。

7 導入計画

受注者は契約締結後、全ての賃借物品について、納入条件等を満たすよう確実に納品するための導入計画書を作成し提出すること。

導入計画書には、以下の内容を明記すること。

- (1) 落札から納品までの作業内容及び日程
- (2) 発注者に要望すべき作業項目、作業工数及び開始時期と期間
- (3) その他、上記以外の項目であっても、導入に当たって特に注意を有する事項がある場合は、必ず明記すること。

8 検収

賃貸借物品の搬入据付調整後に、病院機構本部及び各病院担当者立会いの下、検査を実施し、合格をもって検収とする。

9 保証

賃貸借物品の保証期間は、納入日から1年間とし、この期間中に発生した故障で、落札者の業務上の不備によると認められる故障及び発注者の過失によらない故障は、速やかに無償で修復すること。

なお、受注者の業務上の不備と認められる故障は、当該保証期間終了後も無償で修復を行うこと。

その他、製造者の保証する機器・製品等は、その製造者の保証する期間は無償で修復を行うこと。

1 0 保守

賃貸借物品（パソコン・マウス等）の性能・機能を保持するよう、機器に障害が生じた場合は、技術者を派遣し、当該障害の原因の調査及び現状の復旧を図ること。

- （１）派遣する技術者は、納入機器メーカーの認定を受け、技術支援等を行うことができるものであること。
- （２）賃貸借物品に障害が発生し、発注者から障害回復の要請を受けた場合は、連絡を受けた翌日（土日祝祭日は除く）までに、現地へ技術者を派遣し、病院内で修復作業を行うこと。

なお、修復に３日以上を要する場合は、代替品を提供し、滞りなく日常業務を遂行できるようにすること。

- （３）修復時に SSD 交換を行った場合は、現地にて交換済み SSD の物理破壊を行い、１週間以内に報告書を提出すること。
- （４）受注者は（１）に関して、講じた対策、修理所見等をその都度速やかに報告書として発注者に提出し、確認を得ること。
- （５）リースパソコン（マウス等の付属品含む）の保守については、発注者の重大な過失による故障を除き、すべて保守の対象とし、これに係る費用はすべて契約金額に含むものとする。マウスに不具合が発生した場合は、速やかに修理、交換等の対応を行うこと。

（６）除外事項

- ① 保守対象機器の改造
- ② 発注者の責めに帰すべき事由による故障の修理
- ③ 天災、事変、その他不可抗力、両者いずれの責めにしがたい事由による故障の修理

（７）保守業務の一部再委託の特例

受注者が保守を実施できない場合、周辺機器のメーカー等に保守業務を一部再委託することを認めるが、その場合、次の書面を契約書と併せて提出すること。

- ① 受注者と受注者が保守業務の一部再委託を依頼する業者の間の再委託契約書又は再委託関係を証明する書面の写し
- ② 受注者が保守業務の一部再委託を依頼する業者の法人名、住所、電話番号及び担当部門等の連絡先を記載した書面
- ③ 全体の体制表（要する時間を記載）を作成し、保守依頼時から完了までの流れを明確化すること。

1 1 動産総合保険

契約締結後、受注者の負担により、賃貸借機器について動産総合保険に加入すること。

1 2 賃貸借機器の撤去

受注者は、契約期間満了後、返却又は再賃貸借の契約を行うものとする。

返却の場合は、回収・解体・廃棄及びデータの削除に係るすべての費用は、契約金額に含むものとする。

なお、データ消去は院内で行い、消去方法は物理的な破壊又は米国家安全保障局（NSA）推奨方式以上のセキュリティーレベルでのデータの削除とすること。

1 3 機密保持

(1) 受注者は、いかなる場合においても、本契約の履行中に知り得た情報（業務に関わる事項及び付随する事項）に関して、第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

なお、契約期間終了後に、関係する情報を廃棄すること。

(2) (1) については、本契約が終了した後も、有効に存続する。

1 4 その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上決定するものとする。